第2節 大館市役所

1. 無料法律相談の概要

大館市役所では、ここで行っている無料法律相談についてお話を聞かせていただきました。そのことについて記述していきたいと思います。

大館市役所では、「くらしの法律相談」という名称で、毎月第一水曜日(祝祭日の場合は翌日)に、弁護士 4 人を委嘱し、土地・相続・贈与等の相談に応じています。事前に大館市役所生活環境課への申し込みが必要です。利用できるのは大館市民に限られるそうですが、北秋田市など弁護士のいない他の市町村の方でも相談できる場合もあります。しかし大館市民で相談をしたい人が多いため難しいようです。このような形式は平成11年度ごろに確立したそうですが、それ以前にも相談はあったそうです。

市民が無料相談について知るのは月に 2 回に発行される大館市の広報か、口コミの場合が多いそうです。広報には月に 1 回は無料法律相談の情報が掲載されます。相談が行われているのは午前中のみで 1 人 30 分程度であり無料法律相談を受けることができるのは月に 5 人ほどのみなので、私たちが訪問した 2007 年 9 月の時点でもう 10 月分の予約は満員で 11 月分の予約も埋まり始めているほど、市民のニーズは高いそうです。そのため相談まで 1 ヶ月から 2 ヶ月ほど待つことになる人も多く、社会福祉協議会など他の相談場所を紹介したりもしているそうです。大館市役所も無料法律相談の回数を増やしたいそうですが予算の関係で難しいようです。

無料法律相談の担当は 4 人の弁護士が入れ替わりで行っているそうですが、特定の弁護士を希望する人もいます。無料法律相談の際に市民に弁護士の住所を教えるなど紹介を行っていますが、特定の方を紹介したりはせず全員平等に紹介しているそうです。

2. 無料法律相談の内容

無料法律相談の内容では、金銭貸借や借金についての相談が多く、特に多重債務についてのものが多くあります。多重債務についての相談は特に生活保護者に多いそうです。また、金銭貸借についての相談が平成 16 年度と比べ平成 17 年度のものが急激に減少したことについては、そのころから弁護士が多重債務問題に力を入れるようになったことと、市民が消費者センターのような施設にも相談するようになったことが原因であるそうです。

それらの次に多い相談は土地についてのもので、境界についての相談と相続についての相談がおよそ半々ずつです。相手方がその土地に住んでいない場合には、市が相手方に手紙を出したり、解決しない場合には弁護士に協力してもらったりしています。

相談内容について、婚姻についての相談が土地についての相談より少ないことが意外で したが、地方であるため婚姻についての問題を他人に相談することに抵抗のある人が都市 部よりも多いのだろうかと思いました。相談内容別の件数を添付します。

3. 所在地



Yahoo! Japan 地図情報より

所在地 〒017-8555 秋田県大館市字中城 20 電話番号 0186-49-3111 FAX 番号 0186-49-1198

大館市役所「くらしの法律相談」の相談件数(平成14-19年度)

相談内容	平成14-19年度の相談件数*									
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度				
土地	14	6	4	8	7	3				
借地	0	1	2	0	0	C				
借家	3	2	1	1	1	2				
家族問題	0	4	2	1	5	2				
相続	6	10	8	6	6	4				
贈与	0	0	0	0	0	1				
結 婚	0	0	0	0	0	C				
離婚	3	8	6	7	9	3				
金銭貸借	19	13	14	3	7	2				
借金	11	11	14	4	0	2				
不正請求				1	0	C				
保証人問題				2	0	0				
その他				15	26	g				
計	56	55		48	61	28				

^{*}平成19年度は8月分まで

大館市役所「くらしの法律相談」の相談件数(平成17-19年度)

	I												
相談内容		平成17年度相談件数											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
土地		1			1	1	1		1	1	1	1	8
借地													0
借家									1				1
家族問題								1					1
相続			1	1			2				1	1	6
贈与													0
結 婚													0
離婚	1			1	1			3	1				7
金銭貸借						1					1	1	3
借金	1			1	1	1							4
不正請求							1						1
保証人問題					1								1
その他	2	2	2	1		2		1	1	2	2		15
計	4	3	3	4	4	5	4	5	4	3	5	4	48

相談内容	}	平成18年度相談件数											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
土地	3			1	1	1		1	1	1		1	7
借地	3												0
借家	? 1												1
家族問題	9 1					1		1			1	1	5
相続	Ē 1		1					2			2		6
贈与	į.												0
結 婚	5												0
離婚	1		1					2	2	2	1		9
金銭貸佣	昔	2			1	1	1		1			1	7
借金	2												0
不正請求													0
保証人問	題												0
その他	, 1	2	2	4	4	2	3	4	1	1	1	1	26
計	5	5 4	4	5	6	5	4	10	5	4	5	4	61

相談内容						平成19	年度相談件数
	4月	5月	6月	7月	8月	計	
土地	1	1	1			3	
借地						0	
借家	1	1				2	
家族問題	1		1			2	
相続			2	2		4	
贈与					1	1	
結 婚						0	
離婚	1	2				3	
金銭貸借					2	2	
借金		1			1	2	
不正請求						0	
保証人問題						0	
その他	1	4	1	2	1	9	
計	5	9	5	4	5	28	